Ⅳ 助成事業の実施

交付決定後は、申請内容に基づき速やかに展示会出展等の事業を実施してください。 助成事業者名義で自ら主催者と契約し、自社小間内での事業者との商談を目的に出展してください。

1 展示会への出展等、事業の実施について

- (1) 小間の社名板 (パラペット) と当日会場図には助成事業者名※を掲示すること
 - ※「ブランド名」「商品名」を掲げて出展する場合は、自社ブランド・商品である証明として助成事業者名義の登録商標が必要。(販売権のみの場合、社名板への ブランド名の掲示は不可)
- (2) 小間内に自社商品又は自社取扱商品を展示し、PR すること
 - ※ 自社取扱商品の「販売権」については、契約書を確認することがある。
 - ※ 既に市場投入されている事業の販路拡大が本事業の主旨であり、仮設事業や試作品等に係る PR や市場調査等は対象としていない。
- (3) 出展当日には、出展(=事業の実施)を示すものとして、<u>展示会開催時のカラー写真*を数点撮影</u>して 記録を残すとともに、会場で主催者が来場者向けに配布する案内図やガイドブックを入手すること
 - ※ 小間番号や助成事業者名の社名板掲示状況、来場者・小間全景・隣接小間などのわかる出展状況、リース品の使用状況や装飾内容、販売促進費に係る制作物等の使用状況が確認できるものを実績報告時に提出必須。(準備中の写真は不可)
- (4) 販売促進費に係る印刷物や PR 動画は、助成対象展示会の自社小間内で必ず使用すること
- (5) 契約・実施の際は、「I 8 助成対象経費」(p8) 及び《助成対象経費一覧》(p9) の内容に沿って行うこと
- (6) オンライン出展の場合は、オンライン商談システム (web 会議サービス) により、リアルタイムで商談を行うとともに、出展展示会の開催時のスクリーンショット*を保存すること
 - ※ 助成事業者の出展小間の全ページと出展者一覧ページを、当該 URL と日時がわかる状態で出力して保存すること。
- (7) 助成事業の実施状況を確認するため公社職員が展示小間等を訪問することがある。その他、必要に応じて電話等により状況確認等を行うことがある

2 EC サイトへの出店初期登録について

交付決定後は、申請内容に基づき、速やかに助成事業者名義による EC サイトへの出店初期登録を行ってください。登録と出店のそれぞれに期日が定められていますので、注意が必要です。

- (1) 交付決定日から3か月以内に出店初期登録を完了し、かつ助成対象期間内に自社商品を取り扱うショップページを公開(出店) すること
- (2) 初期登録をウェブ上で行う際には、「出店登録要項」記載ページの出力紙 (URL がわかる状態のもの) 及び初期登録日が確認できる画面のスクリーンショットなどを出力紙により保管すること (書面による契約の場合は契約関係書類を保管すること)
- (3) 「特定商取引法に基づく表記」の内容を示すページには、必ず助成事業者名及びその連絡先が記載されるとともに他社名や他社の連絡先の記載がないことを確認すること
- (4) 出店後は、出店した EC サイトの自社のショップページ全ページのスクリーンショットをカラー の出力紙 (URL と日時がわかる状態のもの) により保管すること
- (5) 助成事業の実施状況確認として、完了検査時に公社職員が出店確認をする。登録した EC サイト上で出店の確認ができない場合は、助成対象とはならない。なお、出店初期登録後の運用に係る経費は助成対象ではない

交付決定日	令和	年	月 1	В	※交付決定日から3か月以内の登録必須				
EC サイト 初期登録期限	令和	年	月末	В	▶ 初期登録日	令和	年	月	В
出店期限日(助成期間終了日)	令和	年	月	В	▶ 出店予定日	令和	年	月	В